

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例 の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例（平成19年
広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条見出し中「職員の」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式中「」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。